

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2020年6月18日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 宮田 年耕

1 業務概要

- (1) 業務名 (修)都心環状線（銀座・京橋出入口付近）における沿道開発との一体的整備検討（2020年度）
- (2) 業務内容 本業務は、都市再生と連携した高速道路の老朽化対策の具体化に向けた検討を、都心環状線（銀座・京橋出入口付近）の築地川区間において実施するものである。
首都高速の大規模更新計画と都市再生との連携に向けた検討を、関係機関と連携しつつ推進し、築地川区間における上部空間の活用イメージの具体化を図ることに資するものとする。

<業務内容>

①計画立案

首都高速道路の大規模更新計画と都市再生との連携により、沿道開発との一体的整備検討を行うために、作業計画として検討内容・手順、検討スケジュールを整理する。

②制度的課題の検討

沿道開発との一体的な整備に当たり、適用が想定される現況制度を整理し、その課題・工夫を要する点・解決に向けた対応策を検討し、事業スキーム案を作成する。

- 1) 道路空間の有効活用を図る立体道路制度や再開発等の既存の法制度の整理・分析を行い、沿道開発との一体的整備に向けた運用について適用検討（課題や工夫を要する点の抽出）を行う。
- 2) 抽出した課題等に対して、解決に向けた対応策を検討し、事業スキーム案を作成する。なお、築地川区間の実情を踏まえ、3案程度作成する。

③事業採算性等に関する検討

沿道開発との一体的な整備により、首都高をはじめとした関係者が事業採算性を確保しつつ互恵関係を構築するための方策について検討する（3街区程度）。

- 1) 過年度の調査結果を踏まえ、築地川区間周辺の土地・建物について、一体的な整備の可能性のある候補を抽出し、その場所や周辺の状況に基づき、整備方針を整理する。
- 2) 作成した事業スキーム案をもとに、必要に応じて市場調査等を行いつつ、一体的整備の事業全体としての採算性を検討する。
- 3) 事業が成立するために必要な、地権者等の関係者との互恵関係を構築するための方策を検討

する。

4) 上記の他、事業化に向けて必要な検討（概略線形検討、図面作成、イメージパースの作成等）を行う。

④ 周辺関連事業の整理

築地川区間周辺において進められようとしている道路事業や周辺開発等の現状を整理し、これを踏まえて事業の進め方を検討する。

1) 築地川区間の大規模更新に影響を与えうる道路事業や周辺開発等について情報を収集・整理する。

2) 上記事業等の動向を踏まえつつ、沿道開発との一体的な整備を行う際の進め方について検討する。

⑤ 社内用及び関係機関協議用資料作成

本業務の検討内容について、社内検討及び関係機関との協議用資料を作成する。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から 360 日間

(4) その他

① 本業務は、提出された技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が 70 点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。

② 本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては 4(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第 1）を提出するものとする。

③ 技術提案書は、持参又は郵送により提出すること。

④ その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

(1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成 23 年準則第 1 号）第 73 条の規定に該当しない者であること。

(2) 首都高速道路株式会社における 2019・2020 年度競争参加資格の「計画調査」の認定を受けている者であること。

(3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について (https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/)」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項 1 (11)イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

(4) 業務実施上の条件

① 法人に必要なとされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2010 年度以降に国土交通省、高速道路株式会社（首都、東

日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡)、高速道路公社(名古屋、広島、福岡北九州)、独立行政法人又は地方公共団体(都道府県、政令指令都市)のいずれかの発注の下、立体道路制度を活用した再開発事業に関する検討業務を完了した実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点(総合評定点)が60点未満のものを除く。

② 予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格

技術士[建設部門(都市及び地方計画)]、一級建築士又はRCCM(都市及び地方計画)
なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ上記の資格相当との国土交通大臣認定(国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課)を受けている必要がある。

ロ 業務実績

2010年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点(総合評定点)が60点未満のものを除く。

同種業務：立体道路制度を活用した再開発事業に関する検討業務

類似業務：都心5区(千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区)のいずれかにおいて延べ床面積10万㎡以上の再開発事業に関する検討業務

ハ 手持ち業務量

2020年6月18日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む。)において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2020年6月18日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量(本業務を含まない)が契約金額で4億円または契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

(5) 参加表明書の提出期限の日から見積開封のときまでに、当社から競争参加停止措置準則(平成17年準則第22号)に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術提案書の評価基準

(1) 技術提案書による評価

- ① 予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
- ② 予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類似業務の実績
- ③ 予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
- ④ 予定管理技術者及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
- ⑤ 予定管理技術者の当社での業務成績

(2) 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

- ① ヒアリング対象者
 - イ 予定管理技術者
- ② 評価項目
 - イ 専門技術力の確認
 - ロ 業務への取組姿勢
 - ハ 質問に対する応答性

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社財務部契約課

〒100-8930

東京都千代田区霞が関1-4-1(日土地ビル8階)

TEL : 03-3539-9319 FAX : 03-3539-9566

(2) 現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

- ① 交付期間 : 2020年6月18日(木) から2020年7月2日(木) 午後3時まで
- ② 方法 : 下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法(CD-R等の配布)により無償で交付するので、上記(1)の担当課まで申し出ること。
 - ・首都高速道路株式会社ホームページ(入札公告等)
 - (<https://www.shutoko.co.jp/business/bid>)
- ③ 交付資料のダウンロード操作手順 :

上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報(会社名、担当者名、連絡先等)を入力する。登録確認メール(ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知)を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 電子入札システムによる場合

参加表明書(電子入札システムにより提出すること。)

・受付期間 : 2020年6月18日(木) から2020年7月2日(木) 午後3時まで
技術提案書(持参又は郵送により提出すること。)

<持参の場合>

- ・受付期間：2020年6月18日（木）から2020年7月2日（木）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、2020年7月2日（木）は午後3時まで。

- ・受付場所：上記4(1)に同じ。

<郵送の場合>

- ・受付期間：2020年6月18日（木）から2020年7月1日（水）まで

- ・郵送方法：書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

なお、郵送提出する旨を事前に現場説明書に記載の担当部局まで連絡すること。

- ・郵送先：上記4(1)に同じ。

②紙入札による場合（持参又は郵送により提出すること。）

<持参の場合>

受付期間、受付場所は、上記4(1)①<持参の場合>のとおり。

<郵送の場合>

受付期間、郵送方法、郵送先は、上記4(1)①<郵送の場合>のとおり。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4(1)に同じ。

(4) 技術提案書のヒアリングを行う。

(5) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777（ダイヤルイン）

（平日のみ午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）。）

Mail：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

(7) 見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。

(8) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記4(1)に掲げる担当課に照会すること。

(9) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が2019年度から2020年度に変更となった業務については評価の対象とする。ただし、業務評定点の通知を受けていないものについては業務評定点に関する評価の対象外とする。

(10) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が2019年度から2020年度に変更となった業務については、2020年度の手持ち業務とみなさない。

(11) 詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。